

復興大臣からの指示事項（要旨）

平成29年2月24日

復興庁

東日本大震災からの復興には、農林水産業や観光業などの産業・生業（なりわい）の再生が不可欠である。特に、福島県における再生の大前提となる風評払拭に向けて、福島復興再生特別措置法の改正により対策の強化を打ち出したところであり、政府一体となってスピード感を持って全力で取り組む。

1. 風評の払拭に向けた流通実態調査・対策の推進

国、福島県、農業関係団体が一体となり、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因を調査した上で、販路拡大につながる的確な対策を推進すること。

2. 福島が自信を持って販売できる環境づくり

- (1) 「メイドイン福島」を自信を持って販売できるよう、第三者認証 GAP 取得支援等を推進すること。あらゆる機会を捉え、農林水産物の安全性、放射線影響に関する正しい知識等について、最新の情報を国内外に発信すること。特に、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを徹底すること。
- (2) 先ず隗より始めよ。各省庁は、福島県産農林水産物の利用を促進すること。その上で、関係団体・企業に対して要請し、応援の輪を広げること。

3. 対策の重点を大消費地等に

- (1) 首都圏等の大消費地やオンラインストアを対象としたポイントキャンペーンの実施等により、戦略的・継続的に販路の拡大を図ること。
- (2) インバウンドの全国的な急増を取り込むため、外国人観光客数増加に向けた取組を強化するとともに、教育旅行回復に努めること。